看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制 (新規・8月報告)

1 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする入院料等の届出状況 (新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の口に「✓」を記入のこと。)

新規 届出	既届出	項目名	届出年	月日		新規 届出	既 届出	項目名	届出年月	月日	
		夜間看護加算 / 看護補助体制充 実加算 1 ・ 2 ・ 3 (療養病棟入院基本料の注12・注13) (該当するものに〇をつけること)	年	月	日			看該無明加昇 / 看護無明仲利允 実加第 1・2・3 (障害者施設等入院基本料の注9・注 10) (該当するよのに○をつけること)	年	月	日
		夜間看護体制加算 (障害者施設等入院基本料の注11)	年	月	日			急性期看護補助体制加算 (対1)	年	月	日
		夜間急性期看護補助体制加算 (対1)	年	月	日			夜間看護体制加算 (急性期看護補助体制加算)	年	月	日
		看護職員夜間12対1配置加算 1 · 2 (該当するものに〇をつけること)	年	月	日			看護職員夜間16対1配置加算 1 · 2 (該当するものに○をつけること)	年	月	日
		看護補助加算 1 ・2 ・3 (該当するものに○をつけること)	年	月	П			夜間75対1看護補助加算	年	月	日
		夜間看護体制加算 (看護補助加算)	年	月	日			個政権制体制加昇 (対) / / 看護補助体制充実加算 1 · 2 · 3 (地域包括医療病棟入院料の注5・注8) (該当するものにつをつけること)	年	月	日
		夜間看護補助体制加算 対 1) (地域包括医療病棟入院料注6)	年	月	日			夜間看護体制加算 (地域包括医療病棟入院料の注7)	年	月	日
		看護職員夜間12対1配置加算 1 ・ 2 (地域包括医療病棟入院料の注9) (該当するものに〇をつけること)	年	月	日			看護職員夜間16対1配置加算 1・2 (地域包括医療病棟入院料の注9) (該当するものに○をつけること)	年	月	日
		看護補助加算/看護補助体制充実加算 (小児入院医療管理料注9・注10)	年	月	П			看護職員配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注3)	年	月	日
		看護補助者配置加算 /看護補助体制充実加算 1・2・3 (地域包括ケア病棟入院料の注4・5) (該当するものに〇をつけること)	年	月	日			看護職員夜間配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注8)	年	月	日
		看護職員夜間配置加算 (精神科救急急性期医療入院料の注4)	年	月	日			看護職員夜間配置加算 (精神科救急・合併症入院料の注4)	年	月	日

2 新規届出時又は毎年4月時点の状況について記載する事項 (□には、適合する場合「✓」を記入すること。)

	月 日時点の看護職員の負担の軽減に対する体制の状況の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制							
ア 看	護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者	氏名:		職種:				
イ 看	護職員の勤務状況の把握等							
	(ア) 勤務時間	平均週	時間	(うち、時間外労働	時間)			
	(イ) 2交代の夜勤に係る配慮	□ 勤務後の	・ 発後の暦日の休日の確保					
		□ 仮眠2時間を含む休憩時間の確保						
		□ 16時間未満となる夜勤時間の設定						
		□ その他						
		(具体的に:)			
	(ウ) 3交代の夜勤に係る配慮	□ 夜勤後の	暦日の休日の研	雀保				
		□ その他						
		(具体的に:)			
ウ 多	職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議	開催頻度:	回/年					
		参加人数:平	均人/	<u> </u>				
		参加職種()			
エ看	護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画	□ 計画策定						
		□ 職員に対	する計画の周知	1				
才 看	護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項	□ 医療機関	内に掲示する等	の方法で公開				
04	公開	(具体的なな	公開方法:)			

)看記	護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容							
Γ.	ア 業務量の調整] 時間外労働が発生しないような業務量の調整					
-	イ 看護職員と他職種との業務分担		薬剤師 リハビリ職種(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)					
			臨床検査技師 □ 臨床工学技士					
			その他(職種)					
r	ウ 看護補助者の配置		主として事務的業務を行う看護補助者の配置					
			看護補助者の夜間配置					
=	エ 短時間正規雇用の看護職員の活用		短時間正規雇用の看護職員の活用					
2	オ 多様な勤務形態の導入		多様な勤務形態の導入					
7	カ 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する		院内保育所 口 夜間保育の実施					
	配慮		夜勤の減免制度					
			休日勤務の制限制度					
			半日·時間単位休暇制度					
			所定労働時間の短縮					
			他部署等への配置転換					
=	キ 夜勤負担の軽減		夜勤従事者の増員					
			月の夜勤回数の上限設定					

(3) 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等

(□には、適合する場合「✓」を記入すること。)

- ① 交代制勤務の種別 (□3交代、□変則3交代、□2交代、□変則2交代)
- ② 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理

		制加算 (障害者施設等 入院基本料の注 11)	制加算(急性期 看護補助体制 加算/地域包括		4)看護補助加 算 (夜間看護体制 加算)	5)看護職員夜 間配置加算 (精神科救急急 性期医療入院料 の注4/精神科 救急・合併症入 院料の注4)	6) 1)から5) のいずれかの 加算を算定す る病棟以外
ア 11時間以上の勤務間隔の確保							
イ 正循環の交代周期の確保(3交代又は変則 3交代のみ)							
ウ 夜勤の連続回数が2連続(2回)まで							
エ 暦日の休日の確保							
オ 早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫							
	を含めた各部署の業務量の把握・調整 ミテムの構築						
	(ア)過去1年間のシステムの運用	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)
	(イ)部署間における業務標準化	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)
キ 看護補助業務のうち5割以上が療養生活上 の世話							
ク 看護補助者の夜間配置							
ケ みなし看護補助者を除いた看護補助者比率 5割以上							
コ 夜間院内保育所の設置							
サ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減							
	該当項目数	()	()	()	()	()	
	(参考)満たす必要がある項目数	4項目以上	3項目以上	4項目以上	4項目以上	3項目以上	

[記載上の注意]

- 1 2(1)イ(ア)の勤務時間の算出に当たっては、常勤の看護職員及び週32時間以上勤務する非常勤の看護職員を対象とすること。 2 2(3)①の交代制勤務の種別は、当該保険医療機関において当てはまるもの全てに「/」を記入すること。 3 2(3)②クは、夜間30対1急性期看護補助体制加算、夜間50対1急性期看護補助体制加算又は夜間100対1急性期看護補助体制加算を届け出ている場合、口に 「ノ」を記入すること
- 4 夜間看護体制加算(障害者施設等入院基本料の注11)、看護職員夜間12対1配置加算1及び看護職員夜間16対1配置加算1(地域包括医療病棟入院料の注9を含む)又は看護職員夜間配置加算(精神科救急急性期医療入院料の注4又は精神科救急・合併症入院料の注4に限る。)を算定する医療機関は、2(3)②「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理」の項目のうち□に「✓」を記入したものについて、以下の書類を添付すること。
- アからエについては、届出前1か月の各病棟の勤務実績(1)、2)又は4)は看護要員、3)又は5)は看護職員)が分かる書類 ・才については、深夜や早朝における業務量を把握した上で早出・遅出等の柔軟な勤務体制を設定していることが分かる書類、届出前1か月の早出・遅出等の勤務 体制の活用実績が分かる書類
- ・力については、業務量を把握・調整する仕組み及び部署間の業務標準化に関する院内規定及び業務量を把握・調整した実績が分かる書類 ・ク及びケについては、様式9

- ・コについては、院内保育所の開所時間が分かる書類、届出前1か月の利用実績が分かる資料 ・サについては、使用機器等が分かる書類、使用機器等が看護要員(1)、2)又は4))又は看護職員(3)又は5))の業務負担軽減に資するかどうか評価を行ってい ることが分かる書類
- 5 夜間看護体制加算(障害者施設等入院基本料の注11)、看護職員夜間12対1配置加算1及び看護職員夜間16対1配置加算1(地域包括医療病棟入院料の注9 を含む)又は看護難員夜間配置加算(精神科教急急性期医療入院料の注4又は精神科教急・合併症入院料の注4に限る。)を算定する医療機関は、2(3)②「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理」の項目に関して、加算を算定するに当たり必要な項目数を満たしている間は、満たす項目の組合せが変更になった場合であっても、変更の届出は不要であるが、変更になった月及び満たす項目の組合せについては、任意の様式に記録しておくこと。
- 6 2(3)②の6)は、1)から5)のいずれの加算も届け出ていない病棟における、夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理の状況について、□に「✓」を 記入すること。
- ころ。 一名加算の変更の届出にあたり、直近8月に届け出た内容と変更がない場合は、本届出を略すことができる。 ただし、2(3)②の夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等1)~5)を届け出る場合を除く。 8 同一の医療機関で本届出に係る複数の加算を届け出る又は報告する場合、本届出は1通のみでよい。